

開発許可における公共施設の管理者の同意等（都市計画法第32条関係）について

吉野川市所管の公共施設の32条同意申請については次のように手続きしてください。

- ・開発許可（都市計画法）に関する手続きについて、下記へ確認してください。
徳島県東部県土整備局（吉野川庁舎）建築担当 0883-26-3714



- ・「避難計画に対する意見書」は、吉野川市防災対策課と協議を行い、意見書を得てください。
吉野川市防災対策課 0883-22-2235
- ・「予定管理者との協議経過書」は、各公共施設の管理担当課とそれぞれ協議を行い、協議経過書を得てください。
下表〈公共施設の管理担当課〉を参照
- ・事業概要を把握したいため、都市計画住宅課へ事前に資料の提供をお願いします。
吉野川市都市計画住宅課 都市計画係 0883-22-2225
- ・29条申請について、県と事前協議を終え、申請書類の修正を終えてください。
(32条同意と29条申請の書類内容が同じであること)
- ・協議過程で開発内容に変更があれば、吉野川市の関係部署へ再協議してください。



- 都市計画住宅課へ申請してください。
- ・32条同意申請 申請書類一式を2部提出
申請書類 同意願(表紙) ※様式は任意
29条申請書類一式の写し(市の協議経過書等を含む)
 - ・市環境保全条例の許可を要する場合 32条同意と同時に申請。
申請書類一式を2部提出
(環境保全条例についてはこちら <https://www.city.yoshinogawa.lg.jp/docs/2010101200290/>)

〈公共施設の管理担当課〉

公共施設	管理担当課	備考
道路（市道、里道）	監理課 0883-22-2252	
水路（雨水）		
道路（農道）	農林業振興課 0883-22-2228	
上水道、消火栓	水道課 0883-22-2256	
下水道（汚水、雑排水）	下水道課 0883-22-2258	
公園等	商工観光課 0883-22-2226	市への寄附など

〈消防水利の基準〉

消防水利の基準に関すること	徳島中央広域 連合消防本部 0883-26-1191	消防法第20条第1項の規定による 基準
---------------	-------------------------------	------------------------

〈その他法令等による協議が必要な主だった部署〉

協議事項	管理担当課	備考
農地法関係	農業委員会 0883-22-2227	農地転用許可
ゴミ集積場	運転管理 センター 0883-25-2111	設置場所の協議。ゴミ集積場は市 では管理していません。
文化財保護法	生涯学習課 0883-22-2271	埋蔵文化財包蔵地内の確認

※他の法令による許・認可又は徳島県知事の承認を必要とする開発事業については、その許・認可又は徳島県知事の承認を受けてください。

※市が管理する道路側溝及び水路へ雨水等を放流する場合は、監理課から排水同意を得てください。